

①分 野	10 公害・廃棄物・環境保全 (2) 廃棄物	②意見・要望提出者	(社) 経済団体連合会
③項 目	廃棄物処理業および施設の許可を得る場合の事務の簡略化		
④意見・要望 等の内容	廃棄物処理のうち循環資源のリサイクルに寄与するものは、特例扱いするなどして、事務の簡素化をしていただきたい。		
⑤関係法令	建築基準法第51条、建築基準法施行令第130条の2、廃棄物の処理および清掃に関する法律第8条、第15条	⑥共管	厚生労働省等
⑦制度の概要	廃棄物処理業および施設の許可を得る場合の事務が煩雑である。特に、アセス、都市計画審議会の承認が必要な場合には、時間がかかりすぎる。具体的には、アセスに1年、住民同意に1～3年程度かかることがある。また、都市計画審議会は年2回程度の開催のため、さらに遅れることがある。		
⑧計画等における記載	該当なし		
⑨状 況	☐ 措置済・措置予定 ☐ 検討中 ☒ 措置困難 ☐ その他 (実施(予定)時期:)		
(説明) 建築基準法第51条において掲げられている施設は、いずれも都市の中になくなくてはならない重要な供給処理施設であると同時に周辺の環境に大きな影響を及ぼすおそれのあるものであり、都市内のどこにこれらの施設を配置すべきかは十分に検討される必要があるため、原則として都市計画でその位置を決定したものでなければならぬものとしており、これによらない場合は、都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可したものでなければ新築又は増築してはならないこととしている。 なお、都道府県都市計画審議会、市町村都市計画審議会に関する事務は自治事務であり、各地方公共団体が実状に応じて、開催時期、開催回数等の決定を行うものである。			
⑩担当局課室名	都市・地域整備局 都市計画課(連絡先: 03-5253-8409) 住宅局 市街地建築課		